

容器入りのままで販売されるガソリン等についてご注意ください！

<容器入りのままで販売されるガソリン等の適切な使用の確保等について>

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、**容器入りのままで販売されるガソリン等**について、販売時における顧客の本人確認等への協力要請等を実施されるようお願いいたします。また、不審者を発見したときには、警察が消防への通報をお願いします。

1 対象となる容器入りガソリン等について

日本産業規格（JIS）K2201（工業用ガソリン）若しくはJIS K 2202（自動車ガソリン）に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物であって、容器入りのまま販売されるもの（容器の最大容積が500ミリリットル以下のものを除く）。

2 販売時における顧客の本人確認等について

(1) 容器入りガソリン等を合計10リットル以上を目安として購入しようとする顧客に対し、本人確認及び使用目的の確認を行うとともに、これらの記録の保存を行うこと。この場合において、本人確認等の要領については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」の例により運用すること。

(2) 顧客への本人確認等を行う際、氏名、住所、使用目的等を明らかに拒否する等、顧客の言動等に不審な点がある場合は、警察署へ通報すること。

(3) 通信販売を行っている場合についても、(1) 及び (2) のとおり顧客の本人確認を行うこと。

容器入りガソリン等を販売する事業者の皆様へ

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、**容器入りガソリン等^{※1}を合計10リットル以上を目安として購入しようとする顧客^{※2}に対し、**

- ① 顧客の本人確認
- ② 使用目的の確認
- ③ 販売記録の作成

を行うようお願いします。

※1 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。
日本産業規格（JIS）K 2201（工業用ガソリン）若しくは JIS K 2202（自動車ガソリン）に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物、一部に引火点が40℃未満の軽油等が該当します。
※2 容器入りのままで販売されるもの（容器の最大容積が500ml以下のものを除く）。
※3 インターネット等を利用する通信販売において購入する場合も該当します。

本人確認をさせていたたきますか？
使用の目的はなんですか？

※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。（緊急時は110番）

皆様のご理解とご協力をお願いします

消防庁 警察庁



【お問い合わせ】

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 予防課
TEL：0242-59-1403 FAX：0242-59-1404
会津若松消防署 予防係
TEL：0242-25-1205 FAX：0242-25-1209
猪苗代消防署 予防係
TEL：0242-62-4433 FAX：0242-62-4530
会津坂下消防署 予防係
TEL：0242-84-2119 FAX：0242-83-0251
会津美里消防署 予防係
TEL：0242-54-2119 FAX：0242-54-3594

総務省消防庁からの通知（PDF：676KB）

※画像をクリックすると拡大されます。
※必要な方は、リーフレットを印刷してご活用ください。